



北労発基 0905 第 1 号
平成 28 年 9 月 5 日

事業主団体の長 殿

北海道労働局長



平成 28 年度北海道最低賃金の広報誌（紙）への掲載依頼について

労働行政の運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の改善等に大きく寄与しているものです。

また、その履行確保を図るためには、制度の周知が一層重要となっております。

このような中で、本年 9 月 1 日付けをもって北海道最低賃金が別添のとおり改正決定され、本年 10 月 1 日より発効することとなりました。

つきましては、広く労使関係者に周知を図るべく、貴団体発行の広報誌（紙）への早期の掲載について、特段の御協力をお願い申し上げます。

また、貴団体ホームページ内の広報記事欄（トピックス等）への掲載につきましても、併せて御配慮いただけますようよろしくお願い申し上げます。

<担当>

北海道労働局 労働基準部 賃金室 最低賃金係 川村

電話：011-709-2311（内線3533）

メールアドレス：chingin@roudoukyoku.hokkaido.jp

※ 広報例は当局HP（<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）→

「最低賃金制度」（画面右中のバナーにあります）→「賃金室からのお知らせ」にファイル掲載しておりますので、ご自由に活用ください。



「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額

時間額

786円

効力発生年月日

平成

28年**10**月**1**日

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額

時間額

786円

効力発生年月日

平成

28年**10**月**1**日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

広報例2
(平成28年10月1日以前発行用)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **786円**
効力発生年月日平成**28**年 **10**月**1**日

- 最低賃金には、精管手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く労働者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額**786円**
効力発生年月日 平成**28**年 **10**月**1**日

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

時間額
786円

平成28年10月1日発効

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が左のとおりに改定されます。

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **786円**

効力発生日 平成 **28** 年 **10** 月 **1** 日

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

平成28年10月1日からの最低賃金は **786円**

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。

北海道最低賃金は、平成28年10月1日から「786円」に改定されます。

(平成28年10月1日以降発行用)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **786**円

効力発生年月日 平成**28**年**10**月**1**日

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **786**円

効力発生年月日 平成**28**年**10**月**1**日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

(平成28年10月1日以降発行用)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **786円**
効力発生年月日 平成 **28** 年 **10** 月 **1** 日

- 最低賃金には、精皆動手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く労働者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **786円**
効力発生年月日 平成 **28** 年 **10** 月 **1** 日

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）

北海道最低賃金

時間額
786円

平成 28 年 10 月 1 日発効

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が左のとおりに改定されました。

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）

北海道最低賃金は、平成 28 年 10 月 1 日から「786円」に改定されました。

(平成28年10月1日以降発行用)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道 最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **786円**

効力発生日 平成 **28** 年 **10** 月 **1** 日

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

平成 28 年 10 月 1 日からの**最低賃金は 786円**

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。

平成28年9月5日

事業主団体 御中

厚生労働省北海道労働局
雇用環境・均等部企画課長
労働基準部賃金室長
職業安定部職業対策課長

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知のお願い

労働基準行政及び職業安定行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金の引上げについては、平成28年7月28日に中央最低賃金審議会が示した答申において、引上げ額の目安が全国加重平均で昨年を6円上回る24円、引上げ率に換算して3%という結果でとりまとめられ、北海道地方最低賃金審議会においても、最低賃金額改定に係る審議が行われ、引上げ額を22円（最低賃金額786円）とする答申が行われました。

中央最低賃金審議会の答申においては、政府に対して「中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むこと」が強く要望され、また、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）においても、「最低賃金の引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する」とされているところです。

これらを踏まえ、平成28年8月24日に閣議決定された平成28年度第二次補正予算案において、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金及び業種別中小企業団体助成金）及びキャリアアップ助成金について、助成額等の拡充等を盛り込むとともに、申請手続の簡素化等に関する運用の見直しを行ったところです（平成28年度第二次補正予算案に盛り込まれた上記助成金の拡充部分についての支給は、同補正予算の成立が前提となります。）。

つきましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（照会先） 業務改善助成金について 企画課（電話011-788-7874）

キャリアアップ助成金について 職業対策課（電話011-788-9071）

（北海道労働局 URL） <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
40円以上	$\frac{7}{10}$ (※1) (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $\frac{3}{4}$ (※1)) (※1) 生産性要件を満たした場合には $\frac{3}{4}$ ($\frac{4}{5}$)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	$\frac{1}{2}$ (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $\frac{3}{4}$)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

<ご留意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、**助成対象**となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も**助成対象**となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、**改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。**

※ **助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。**

お問い合わせ先

下記申請先または、相談無料の「**北海道最低賃金総合相談支援センター**」（受託者：北海道中小企業団体中央会）に、お気軽にお問い合わせ下さい。

「**北海道最低賃金総合相談支援センター**」 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル
 相談専用電話番号 0120-67-3110

申請先

北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 9階
 電話番号 011-788-7874

制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引き上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

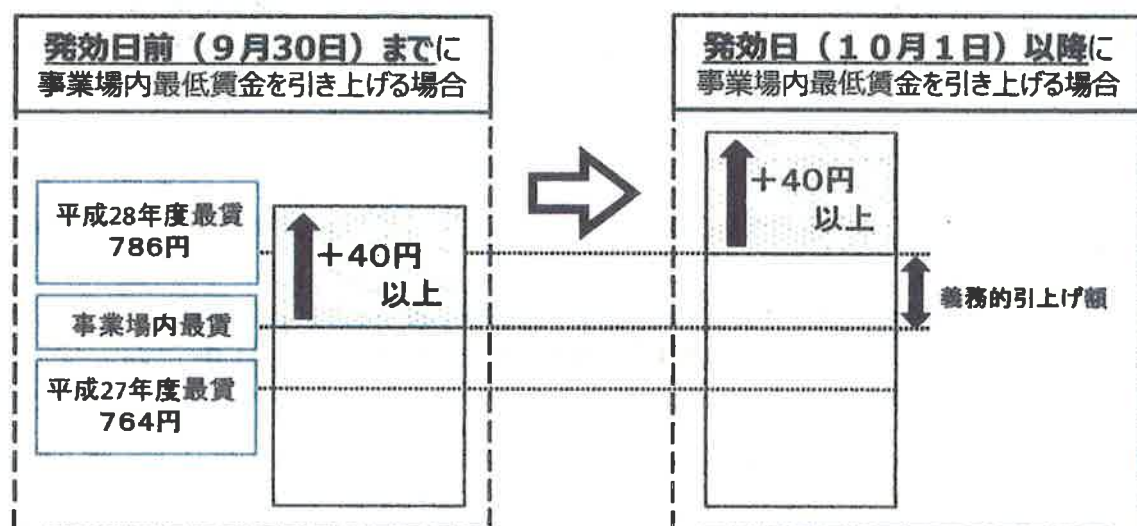
事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※1) (労働者数が企業全体で30人以下の 事業場は3/4 ^(※1))	150万円	事業場内最低賃金が 800円以上1000円未満の 事業場
120円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	200万円	

※「制度の拡充Ⅰ」の のくご留意いただきたい事項については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引き上げを行うこと。
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車両など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引き上げは、その発効日の前日までにすること。
賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引き上げを行うこと。

※北海道の発効日は平成28年10月1日です。



※ 事業場内最低賃金の引き上げ額が40円以上の場合の例。

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充 ～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

現行制度

賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：10万円（7.5万円）	4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）	11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：5万円（3.5万円）	4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）	11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

- 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合
上記現行制度の助成額に

1人当たり 14,250円（※18,000円）	を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
1人当たり 7,600円（※9,600円）	を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

拡充

※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。
ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円（9,600円）を加算額として支給します。
（ ）は一部の賃金規定等改定の額です。

- 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。
※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- キャリアアップ計画書の提出期限の緩和（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- 賃金規定等の運用期間の緩和
「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。
- 最低賃金との関係に係る要件緩和
「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

賃金規定等

○ 賃金規定

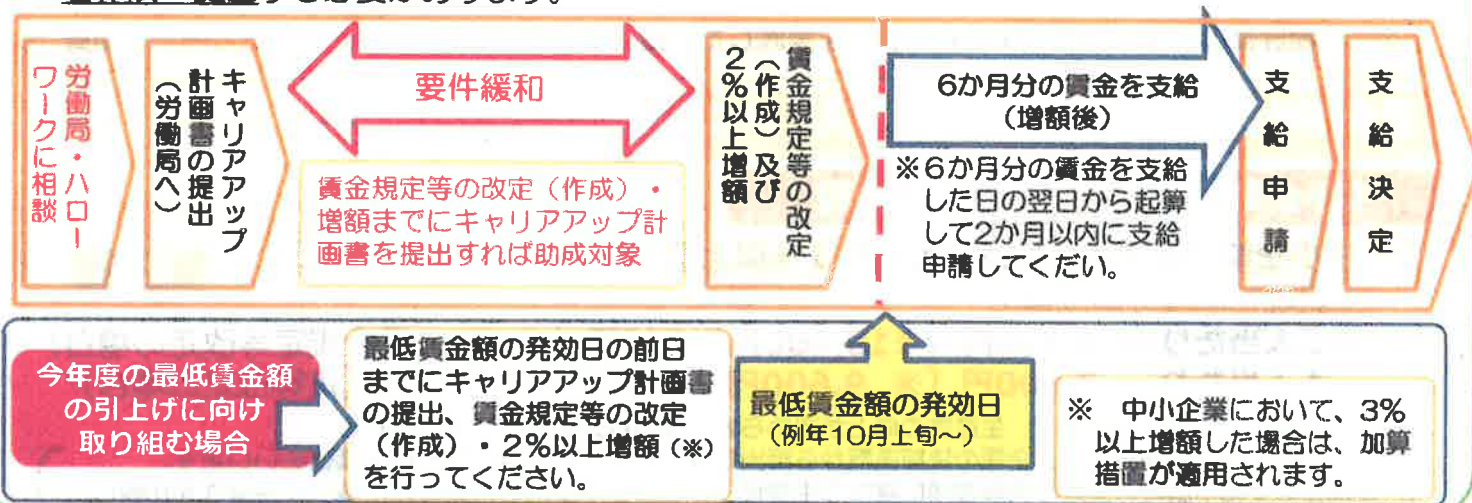
第〇条（賃金）
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条（基本給）
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする。

区分	金額（時給）
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円
○ 賃金一覧表	
対象者	金額（時給）
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

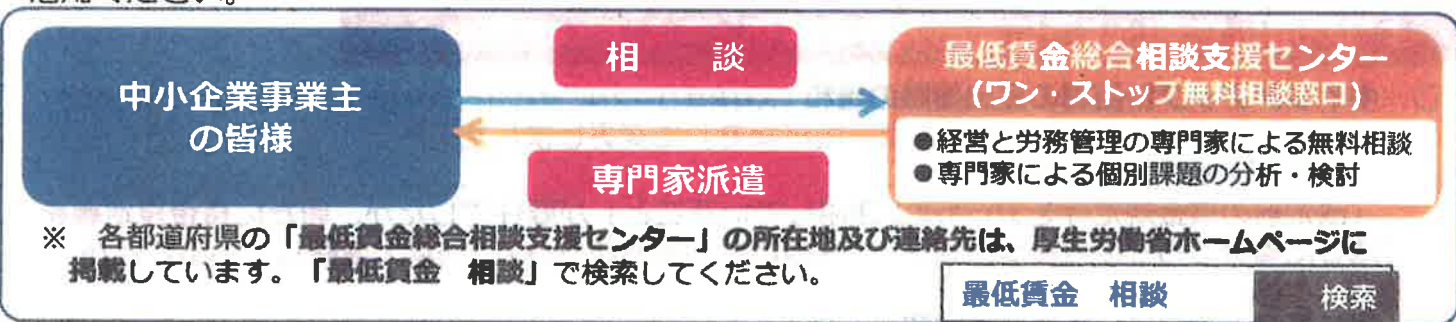
申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出する必要があります。



最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



- ※ **その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。**
- ※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。**すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。
- ※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。
- ※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」